

福島県福祉サービス第三者評価基準

自己評価＜付加項目編＞

（養護老人ホーム版）

平成20年3月

養護老人ホーム版〈付加項目編〉 (29項目)

A-1 個別サービスの提供	
	(1) 利用者に対する食事の提供
	① 食事を楽しめるような工夫を行っている
	② 定期的に食事の環境を見直すシステムができていて、機能している
	③ 利用者の心身の状態に応じた食事の提供を行っている
	④ 食事について利用者の要望、希望を取り入れるようにしている
	(2) 利用者に対する入浴の提供
	① 入浴や清拭は、安全かつ適切に行っている
	② 入浴に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っている
	(3) 利用者の適切な排泄管理
	① 排泄の自立への配慮を個別の状態に合わせて考慮している
	② 排泄に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っている
	③ トイレは清潔で快適である
	(4) 利用者の自立した生活への支援
	① 利用者の意思に基づいた移乗の支援を行っている
	② 利用者の身体状況に応じて福祉用具などを適切に提供している
	(5) 利用者の整容の確保
	① 利用者の状態や意思を反映した清潔な整容等の支援を行っている
	(6) 利用者の健康管理
	① 日常の健康状態の把握を適切に行っている
	② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる
	③ 服薬の誤りがないよう対策を講じている
	④ 感染症及び食中毒対策を適切に行っている
	(7) 利用者の希望、要望の尊重
	① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている
	② 外出は利用者の希望に応じて行われている
	③ 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意思や希望に沿って利用できる
	④ 利用者の意思や希望を尊重した生活が送れるよう配慮している
	⑤ 預かり金は、利用者の希望に沿って適切に管理している
	⑥ 生活の継続性がある、なじみのある暮らしができるよう配慮している
A-2 家族との交流の確保	
	(1) 利用者との交流、家族との連携確保
	① 利用者との交流の機会について配慮している
	② 利用者の家族との連携を積極的に図っている
A-3 利用者の人権の擁護	
	(1) 利用者に対する不当な取り扱いの防止
	① 身体拘束の廃止について明確な対応策を講じている
	② 利用者を傷つけるような職員の言動、介護放棄等の虐待が行われないための具体策を講じている
	③ 必要な利用者には成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用情報の提供など支援を行っている
	(2) 生きがいのある生活
	① 孤立、退屈、無気力にならない配慮をしている
	(3) その他
	① 自己評価を実施している

A-1 個別サービスの提供

1-(1) 利用者に対する食事の提供

A-1-(1)-① 食事を楽しめるような工夫を行っている。

【判断基準】

- a) 食事を楽しめるような工夫を行っている。
- b) 食事を楽しめるような工夫を行っているが、十分ではない。
- c) 食事に関して、特に工夫は行っていない。

A-1-(1)-② 定期的に食事の環境を見直すシステムができていて、機能している。

【判断基準】

- a) 定期的に食事の環境を見直すシステムができていて、機能している。
- b) 定期的に食事の環境を見直すシステムができていないが、十分ではない。
- c) 定期的に食事の環境を見直すシステムはない。

A-1-(1)-③ 利用者の心身の状態に応じた食事の提供を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の心身の状態に応じた食事の提供を行っている。
- b) 利用者の心身の状態に応じた食事の提供を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の心身の状態に応じた食事の提供を行っていない。

A-1-(1)-④ 食事について利用者の要望、希望を取り入れるようにしている。

【判断基準】

- a) 食事について利用者の要望等を取り入れるようにしている。
- b) 食事について利用者の要望等を取り入れるようにしているが、十分ではない。
- c) 食事について利用者の要望等を取り入れていない。

1-(2) 利用者に対する入浴の提供

A-1-(2)-① 入浴や清拭は、安全かつ適切に行っている。

【判断基準】

- a) 入浴や清拭は、安全かつ適切に行っている。
- b) 入浴や清拭は、安全かつ適切に行っているが、十分ではない。
- c) 入浴や清拭に関して、特に配慮は行っていない。

A-1-(2)-② 入浴に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っている。

【判断基準】

- a) 入浴に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っている。
- b) 入浴に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っているが、十分ではない。
- c) 入浴に関して、特に配慮は行っていない。

1-(3) 利用者の適切な排泄管理

A-1-(3)-① 排泄の自立への配慮を個別の状態に合わせて考慮している。

【判断基準】

- a) 排泄の自立への配慮を個別の状態に合わせて考慮している。
- b) 排泄の自立への配慮を個別の状態に合わせて考慮しているが、十分ではない。
- c) 排泄の自立に関して、特に配慮は行っていない。

A-1-(3)-② 排泄に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っている。

【判断基準】

- a) 排泄に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っている。
- b) 排泄に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っているが、十分ではない。
- c) 排泄に関して、特に配慮は行っていない。

A-1-(3)-③ トイレは清潔で快適である。

【判断基準】

- a) トイレは清潔で快適である。
- b) トイレは清潔で快適であるが、十分ではない。
- c) トイレは清潔かつ快適ではない。

1-(4) 利用者の自立した生活への支援

A-1-(4)-① 利用者の意思に基づいた移乗の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の意思に基づいた移乗の支援を行っている。
- b) 利用者の意思に基づいた移乗の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の移乗に関して、特に配慮は行っていない。

A-1-(4)-② 利用者の身体状況に応じて福祉用具などを適切に提供している。

【判断基準】

- a) 利用者の身体状況に応じて福祉用具などを適切に提供している。
- b) 利用者ごとに身体状況に応じた福祉用具などの提供に配慮しているが、十分ではない。
- c) 福祉用具の提供に関して、特に配慮は行っていない。

1-(5) 利用者の整容の確保

A-1-(5)-① 利用者の状態や意思を反映した清潔な整容等の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の状態や意思を反映した清潔な整容等の支援を行っている。
- b) 利用者の状態や意思を反映した清潔な整容等の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の整容等に関して、特に配慮は行っていない。

1-(6) 利用者の健康管理

A-1-(6)-① 日常の健康状態の把握を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 日常の健康状態の把握を適切に行っている。
- b) 日常の健康状態の把握に配慮しているが、十分ではない。
- c) 日常の健康状態の把握に関して、特に配慮は行っていない。

A-1-(6)-② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。

【判断基準】

- a) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されている。
- b) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制は整備されているが、十分ではない。
- c) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されていない。

A-1-(6)-③ 服薬の誤りがないよう対策を講じている。

【判断基準】

- a) 服薬の誤りがないよう対策を講じている。
- b) 服薬の誤りがないよう対策を講じているが、十分ではない。
- c) 誤薬に関して、特に配慮は行っていない。

A-1-(6)-④ 感染症及び食中毒対策を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 感染症及び食中毒対策の指針が整備され、予防・対応体制を整備している。
- b) 感染症及び食中毒対策に配慮している。
- c) 感染症及び食中毒対策に関して、特に配慮は行っていない。

1-(7) 利用者の希望、要望の尊重

A-1-(7)-① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。

【判断基準】

- a) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映され、希望に沿って行われている。
- b) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映されているが、十分ではない。
- c) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映されていない。

A-1-(7)-② 外出は利用者の希望に応じて行われている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望に応じて行われている。
- b) 利用者の希望に応じて行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に応じて行われていない。

A-1-(7)-③ 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意思や希望に沿って利用できる。

【判断基準】

- a) 利用者の意思や希望が尊重されている。
- b) 利用者の意思や希望に配慮しているが、十分ではない。
- c) 利用者の意思や希望に十分応じていない。

A-1-(7)-④ 利用者の意思や希望を尊重した生活が送れるよう配慮している。

【判断基準】

- a) 利用者の意思や希望が尊重されている。
- b) 利用者の意思や希望に配慮しているが、十分ではない。
- c) 利用者の意思や希望に十分応じていない。

A-1-(7)-⑤ 預かり金は、利用者の希望に沿って適切に管理している。

【判断基準】

- a) 預かり金は、利用者の希望に沿って適切に管理している。
- b) 預かり金は、利用者の希望に沿った管理に配慮しているが、十分ではない。
- c) 預かり金に関して、特に配慮は行っていない。

A-1-(7)-⑥ 生活の継続性がある、なじみのある暮らしができるよう配慮している。

【判断基準】

- a) 生活の継続性がある、なじみのある暮らしができるよう配慮している。
- b) 生活の継続性がある、なじみのある暮らしができるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 生活の継続性がある、なじみのある暮らしに関して、特に配慮は行っていない。

A-2 家族との交流の確保

2-(1) 利用者と家族との交流、家族との連携確保

A-2-(1)-① 利用者と家族との交流の機会について配慮している。

【判断基準】

- a) 利用者と家族との交流の機会について配慮している。
- b) 利用者と家族との交流の機会について配慮しているが、十分ではない。
- c) 利用者と家族との交流に関して、特に配慮は行っていない。

A-2-(1)-② 利用者の家族との連携を積極的に図っている。

【判断基準】

- a) 利用者の家族との連携を積極的に図っている。
- b) 利用者の家族との連携を図っているが、十分ではない。
- c) 利用者の家族との連携に関して、特に配慮は行っていない。

A-3 利用者の人権の擁護

3-(1) 利用者に対する不当な取り扱いの防止

A-3-(1)-① 身体拘束の廃止について明確な対応策を講じている。

【判断基準】

- a) 身体拘束の廃止について明確な対応策を講じている。
- b) 身体拘束の廃止について対応策を講じているが、十分ではない。
- c) 身体拘束の廃止に関して、特に対応は行っていない。

A-3-(1)-② 利用者を傷つけるような職員の言動、介護放棄等の虐待が行われないための具体策を講じている。

【判断基準】

- a) 利用者を傷つけるような職員の言動、介護放棄等の虐待が行われないための具体策を講じている。
- b) 利用者を傷つけるような職員の言動、介護放棄等の虐待が行われないための対策を講じているが、十分ではない。
- c) 虐待に関して、特に対応は行っていない。

A-3-(1)-③ 必要な利用者には成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用情報の提供など支援を行っている。

【判断基準】

- a) 必要な利用者には成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用情報の提供などの支援を行っている。
- b) 必要な利用者には成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の情報の提供などの支援を行っているが、十分ではない。
- c) 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用支援に関して、特に対応は行っていない。

3-(2) 生きがいのある生活

A-3-(2)-① 孤立、退屈、無気力にならない配慮をしている。

【判断基準】

- a) 孤立、退屈、無気力にならない配慮をしている。
- b) 孤立、退屈、無気力にならない配慮をしているが、十分ではない。
- c) 孤立、退屈、無気力にならないための配慮は、特に行っていない。

3-(3) その他

A-3-(3)-① 自己評価を実施している。

【判断基準】

- a) 自己評価を実施し公開している。
- b) 自己評価を実施しているが、公開はしていない。
- c) 自己評価を実施していない。